

地方創生推進事業
「ブランディング・シティプロモーション事業」委託業務
に係る公募型プロポーザル実施要項

令和3年7月

貝塚市 都市政策部 政策推進課

1. 経緯・目的

第2期貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年7月策定)(以下、第2期総合戦略)を推進するため、令和3年度より、全国の恋人の聖地を有する18市町村※が共同し、大都市圏をはじめ、全国、全世界へ向けてシティプロモーションを行う地方創生推進事業(「恋人の聖地」広域市町村連携によるデジタル・シティプロモーション事業)を実施することとなった。当該事業は主に、定住人口及び交流人口並びに関係人口の増加を図ることを目的としている。全国、全世界へのシティプロモーションにより、本目的の達成に効果を上げるためには、それぞれの市町村での地域ブランディングなどのシティプロモーション事業が必要である。

そこで、本市においては、第2期総合戦略のまちづくりの3つの方向性である「住み続けたい(住みたくなる)まちづくり」、「子どもを産み、育てやすいまちづくり」、「人が集い、にぎわいと活気のあるまちづくり」を推進し、「女性が輝き、子どもが生き生きと育つまち」の実現を目指していることから、その手段として一つとして「女性や若年層に向けた観光まちづくり」をテーマとした地域ブランディングを行い、地域価値の向上につなげていくことを目的とする。

※大阪府貝塚市、北海道七飯町、岩手県花巻市、山形県村山市、福島県田村市、石川県白山市、長野県須坂市、岐阜県山県市、静岡県西伊豆町、愛知県豊根村、大阪府泉南市、兵庫県朝来市、徳島市阿南市、高知県室戸市、福岡県小郡市、佐賀県基山市、熊本県阿蘇市、大分県豊後高田市

2. 選定方式

地方創生推進事業「ブランディング・シティプロモーション事業」業務を委託するにあたり、必要な知識・理解・実効性・価格・創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

3. 業務概要

(1) 業務名

地方創生推進事業「ブランディング・シティプロモーション事業」業務

(2) 業務の内容

業務仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

①地域ブランディング計画策定の支援

5,000,000円(令和3年度)

②恋人の聖地周辺地域整備計画(案)策定

A 地域調査業務及び報告書の作成

1,000,000円(令和3年度)

B 魅力向上整備計画策定及びC G パース等による整備計画書の作成

5,000,000円(令和4年度)

③店舗誘致等地域ブランディング事業実施業務

100,000,000円/5年間

内訳: 10,000,000円(令和3年度)

30,000,000円(令和4年度)

25,000,000円(令和5年度)

20,000,000円(令和6年度)

15,000,000円(令和7年度)

※注意事項

契約金額（単価契約分に当っては契約上限額）については、本市及び最優秀提案者で協議の上、決定するものとする。

また、②の B については、令和 4 年度貝塚市一般会計当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付事業である。A 事業との関連性が深いため、公募を行うが、予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない。

なお、③については、債務負担行為にて予算が議決されており、令和 3 年度から令和 7 年度までの長期継続計画を締結することとなる。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たした法人（複数の構成員による共同事業体も可）とする。ただし、共同事業体の構成員は、本委託について 2 以上の共同企業体の構成員となること、または、単独でプロポーザルに参加することはできない。

- (1) 市の指名業者である場合は、貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 本市において市税の未納がないこと、または徴収猶予許可を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれの規定にも過去 2 年以内に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号の規定に該当しないこと。
役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号の規定に該当しないこと。
役員等が、貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号）第 2 条第 3 号の規定に該当しないこと。

5. スケジュール

市のホームページにて実施要領公表、公募開始	令和 3 年 7 月 26 日（月）
質問票提出期限	令和 3 年 8 月 2 日（月）午後 4 時（必着）
質問に対する回答	令和 3 年 8 月 4 日（水）午後 4 時までに回答
参加申込書提出期限	令和 3 年 8 月 9 日（月）午後 4 時（必着）
参加資格審査結果通知	令和 3 年 8 月 12 日（木）までに通知
企画提案書提出期限	令和 3 年 8 月 26 日（木）午後 4 時（必着）
選定委員会（プレゼン）開催	令和 3 年 9 月下旬～10 月上旬
優先交渉権者選定通知	令和 3 年 10 月上旬に通知

6. 様式等の入手方法

本件に必要な書類の様式については、市ホームページに令和 3 年 7 月 26 日（月）から令和 3 年 8 月 9 日（月）まで掲載することから、ダウンロードにより入手すること。

7. 質問及び回答

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式1）により電子メールにて提出すること。

- (1) 受付 令和3年7月26日（月）から令和3年8月2日（月）午後4時（必着）
- (2) 提出先 「17.連絡・提出先」に記載
※提出の際は、担当者へ電話にて到着の確認を行うこと。
- (3) 回答 令和3年8月4日（水）午後4時までに質問者全員の回答を取りまとめ、同じ回答文を質問者全員へ電子メールで回答する。
また、質問者でなかった参加申込者へは、令和3年8月12日（木）に電子メールで回答書を参考送付する。

8. 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり申込を行うこと。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）
イ 委託業務等実績申告書（様式3） 本業務に関連する委託業務の実績（法人、役員、社員）について、一契約ごとに業務名、発注者名、契約期間、業務概要（役員・社員の実績の場合は、氏名、当該実績時の所属法人等）を明記すること。また、契約名、契約期間、契約者名が確認できる書類（契約書の写し、役員・社員の実績の場合は、当該実績時の所属法人による証明書、本人の宣誓書など）を添付すること。 （本人の宣誓書の場合は、本市より発注者へ確認する旨を事前に了承を得ていること。） （共同企業体の場合は本業務の全構成員の実績を提出すること。）
ウ 本市において市税の未納がないことの証明書（発行後3ヶ月以内）（原本）
エ 法人の場合は履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内）（原本）
オ 共同企業体の場合のみ 共同企業体協定書（別添：参考様式）

- (2) 受付 令和3年7月26日（月）から令和3年8月9日（月）午後4時（必着）
- (3) 提出先及び方法
【提出先】「17.連絡・提出先」に記載
【提出方法】持参、郵送又は電子メール（PDF）により各1部提出すること。
持参の場合：市役所開庁日の午前9時から午後4時までとする。
郵送の場合：令和3年8月9日（月）午後4時必着とし、配達記録の残る書類書留郵便等で送付すること。
電子メールの場合：令和3年8月9日（月）午後4時までに送信し、電話で開封を確認すること。
- (4) 参加資格審査
参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和3年8月12日（木）までにEメールにて通知する。

9. 提案辞退

参加申込書を提出した事業者が、企画提案を辞退する場合は参加辞退届（様式4）を持参、郵送又は電子メール（PDF）にて提出すること。

10. 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

様式7及び様式8へは事業者の商号又は名称を記載しないこと。

提出書類	
1	企画提案書表紙(様式5)。
2	事業者の概要(様式6) ※共同事業体の場合は、全構成員が提出すること。
3	業務実施に対する基本方針及び業務の実施体制(様式7)
4	企画提案(様式8)
5	見積額(様式9)

(2) 企画提案書の作成にかかる留意事項

- ①明瞭かつ具体的な記載とし、項目ごとに整理して記載すること。
- ②専門用語・略語に関しては、初出の箇所に定義・説明を記載すること。
- ③文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし図表等についてはこの限りではない。
- ④様式9において上限額を上回る提案をした場合、提案書は受理しない。
- ⑤本件に参加する費用は、すべて企画提案者の負担とし、提出書類は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- ⑥提案内容に含まれる特許権など、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負う。
- ⑦企画提案書提出後の書類の修正及び変更は一切認めない。

(3) 著作権の帰属等

企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、市は事業者決定の公表など必要な場合には、企画提案書等の内容を企画提案者の承認を得ずに無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、貝塚市個人情報保護及び情報公開に関する条例(平成9年貝塚市条例第31号)に基づき、公開されることがある。

(4) 提出部数 10部

(5) 受付 令和3年8月12日(木)から令和3年8月26日(木)午後4時まで(必着)

(6) 提出先及び方法

【提出先】「17.連絡・提出先」に記載

【提出方法】持参、郵送により各10部提出すること。

持参の場合：市役所開庁日の午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合：令和3年8月26日(木)午後4時必着とし、配達記録の残る書類書留郵便等で送付すること。

11. 選定方法

(1) 審査評価方法

貝塚市委託業務実施事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提出された企画提案書を評価基準に基づき審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 評価基準

別紙の評価基準のとおり

12. 提案の無効

次のいずれかに該当する事業者の提案は無効とする。

- ・本企画提案に参加する資格がない事業者が提案したとき。
- ・一つの事業者が複数申請したとき。
- ・書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ・所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- ・誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- ・優先交渉権者を選定するまでの間に参加資格を満たさなくなったとき。
- ・その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。

13. 優先交渉権者の選定

選定委員会の審査の結果、評価点 180 点以上を獲得した事業者の内、最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、次点の事業者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した事業者が 2 以上ある場合は、委員長によるくじ引きにより優先交渉権者を選定する。

14. 選定結果の通知

選定委員会の選定後、企画提案書を提出した全事業者に対し、文書にて通知する。

また、市のホームページにおいて優先交渉権者を公表する。なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

15. 契約交渉

優先交渉権者に選定された事業者は、速やかに市と契約交渉にあたり、契約内容・契約等の詳細について協議するものとする。双方協議の上で受託者として決定し、委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

16. その他

本件により知り得た市独自の情報や個人情報等は適性に管理し、情報の漏洩や不正使用を行ってはならないものとする。

17. 連絡・提出先

大阪府貝塚市都市政策部政策推進課

〒597-8585 大阪府貝塚市島中 1 丁目 17 番 1 号

電話 072-433-7241 FAX 072-433-7077

E-MAIL seisaku-h@city.kaizuka.lg.jp